

議案第30号

全国自治宝くじ事務協議会への熊本市の加入及び全国自治宝くじ事務協議会規約の一部変更について

全国自治宝くじ事務協議会を設ける地方公共団体に熊本市を加える。

全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を次のとおり変更する。

平成24年 2 月 1 5 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

第3条第2号中「相模原市」の次に、「熊本市」を加える。

第6条中「委員9人」を「委員10人」に改める。

附 則

- 1 この規約は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規約による変更後の規約（以下「変更後の規約」という。）第8条第1項の規定により平成25年3月31日までの間に委員に選任された者の任期は、変更後の規約第8条第2項の規定にかかわらず、同日までとする。

## 参考資料

### 提 案 要 旨

地方自治法第252条の19第1項の指定都市の指定に関する政令（昭和31年政令第254号）の一部が改正されたことに伴い、熊本市を全国自治宝くじ事務協議会に加えるとともに、規約の一部を変更する必要があるため、地方自治法第252条の6の規定により提出する。